

王子保小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

具体的ないじめの形態を以下のようにとらえ、児童や保護者にも内容を知らせ、このような行為はいじめであるという認識を深めていきます。

- ・けんかやふざけ合い。（見えない所での被害、児童の感じる被害性に着目）
- ・ひやかしやからかい、陰口、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。（家族や本人が感染症になった場合を含む）
- ・（軽く）ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ズックや筆箱などの物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 ことなど

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 教員は、道徳をはじめ、各教科の学習活動の様々な場面で、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。また、それぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 学校長は、人権教育全体計画に基づき、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる心を育てます。
- 学校長は、縦割り班活動や集団宿泊体験学習、ボランティア活動等の体験活動を通して、児童の絆を強め、仲間と共に活動する喜びや感動を得ることのできる教育を進めます。
- 学校長は、道徳教育を推進し、発達段階に応じ指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。
- 学校長は、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

(2) 学校評価

- いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け

【教職員】

- ・自分のよさに気づき、互いを認め合える場面を積極的に設けている。
- ・ポジティブな考え方や、困難などに適応できる力を伸ばすことを目指し、前向きで温かい風土づくりに努めている。
- ・子どもが困っているとき、声をかけたり相談できる雰囲気を作ったりして、安心感を与える学級作りに努めている。

【児童】

- ・自分のよさや、ほかの人のよさに気づくことができた。
- ・失敗したり嫌になっても、前向きに取り組むことができた。
- ・学校や家でこまったとき、相談したり、話を聞いてくれたりする人がいる。

【保護者】

- ・お子さんは、自分のよさや、ほかの人のよさに気づくことができています。
- ・お子さんは、失敗したり嫌になっても、前向きに取り組む力を伸ばすことができた。
- ・お子さんは、学校や家庭で困ったとき、相談できる人がいる。

(3) いじめの未然防止

- 教員は、すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や一人一授業の研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。特に、グループ活動やペア学習などを多く取り入れ、児童同士が認め合いながら学べる授業づくりに取り組みます。
- 教員は、学習時間だけでなく、始業前・業間・放課後の活動を通じて、児童とのコミュニケーション

を深め、一人ひとりの児童が、認められていると感じるような対応に努めます。

- 教員は、縦割り班活動や異年齢交流活動などで、達成感を味わえる場を多く設定し、集団の中で児童の自己有用感育成に努めます。
- 学校長は、規律や秩序の確立をはかり、児童が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることはないよう、「心の居場所づくり」を心掛けます。
- 学校長は、学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。
- 学校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 学校長は、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上でのいじめ防止に向けた啓発を行います。
- 学校長は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。
- 学校長は、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、教職員一人一人の役割分担を明確化し、保護者との連携・協力、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 教員は、危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。（SOSの出し方に関する教育）

(4) いじめの早期発見

- 教員は、児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを確認することにより、いじめの早期発見に努めます。
- 教員は、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、日常的なコミュニケーションや日記、連絡帳などのやりとりから、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 教員は、定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 校長は、定期的ないじめアンケート実態調査や教育相談の機会を設定し、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努めます。

(5) いじめの事案対処

- 教員は、いじめの訴えがあった場合や兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員で抱え込まずに速やかに情報を共有します。

- 学校長は、いじめの事実を確認した場合には、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して、その対応策について協議し、個別指導や情報収集等の役割分担を決めて、チームで対応します。
- 学校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、学校長は、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 学校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラー等の外部専門家、警察や民生児童委員等の関係機関と連携を進めます。

(6) いじめの解消

- 学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことについて、本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- 教員は、いじめが解決した場合でも、教員の気づかないところで続く場合もあるので、その時の指導で解決したと即断せず、十分注意を払い、折に触れて必要な指導を行います。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 学校長は、いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに市町教育委員会に報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態調査をします。
- 学校長は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会(常設)

- 学校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、毎月「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見について定期的に協議します。

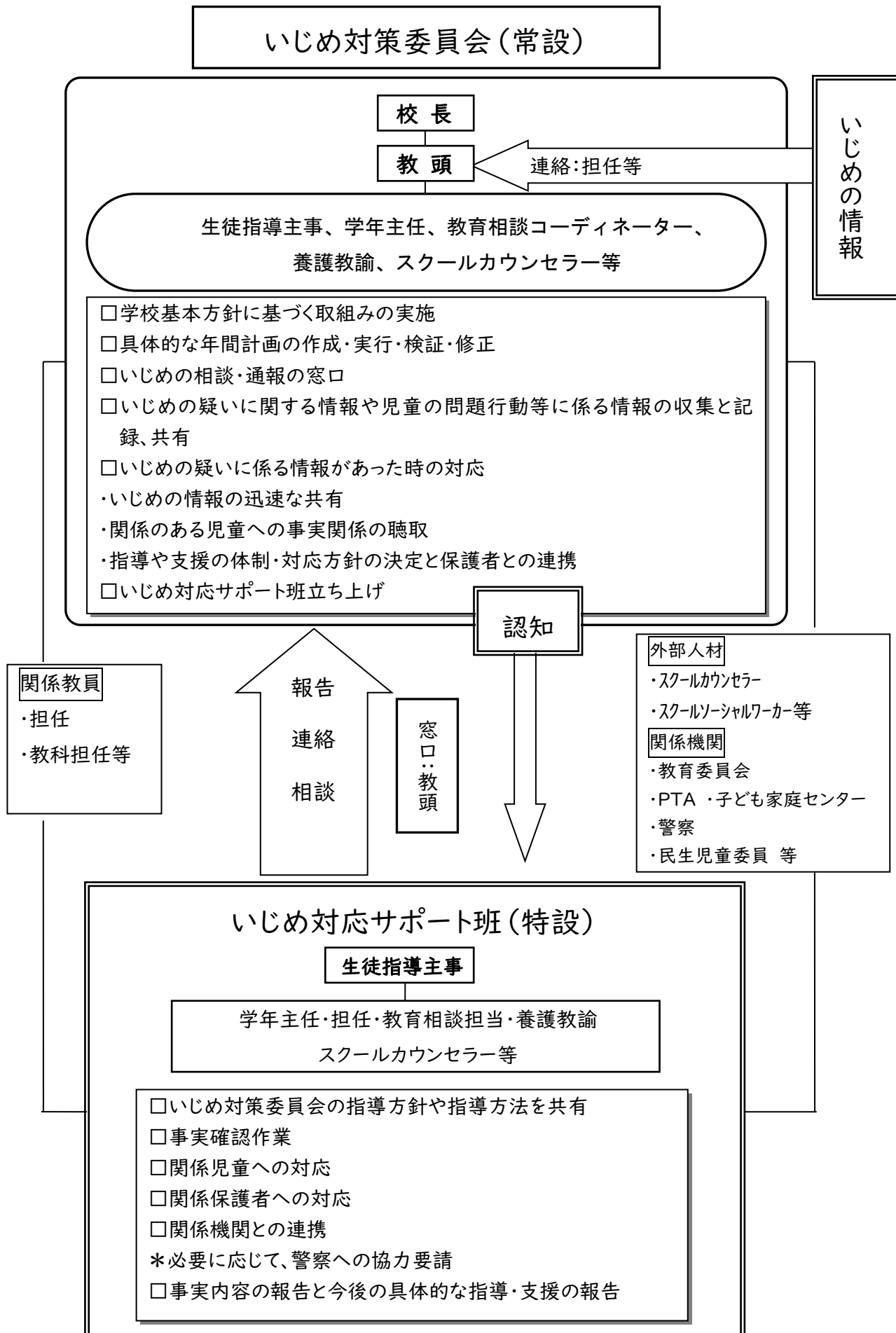
(2) いじめ対応サポート班(特設)

- 学校長は、「いじめ対策委員会」でいじめの事実を確認した場合は、生徒指導主事を中心とする「いじめサポート班」を特設します。事実確認作業や関係児童や保護者への対応などの指導方策を協議し、対応にあたります。

(3) 組織図 【様式2】

【組織図】

王子保小学校



5【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

王子保小学校

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|---|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 4月 | いじめ対策委員会 ・基本方針確認 (いじめ解消100%) ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 | 授業研究・分かりやすく楽しい授業づくり(年間適宜) | | | | | |
| | いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 | 学級開き・学級ルール、望ましい人間関係を作るルール作り 毎月のあいさつ運動・望ましい人間関係の育成 いじめ自己チェック週間 縦割り班活動スタート ・自主的な活動・絆づくり・6年生リーダーの育成 | | | | | |
| 5月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | 縦割り班活動 体育大会 ・絆を強める・高学年のリーダー性育成 | | | | | |
| | 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認 | Q-Uの実施・学級経営、個別面談への活用 | | | | | |
| 6月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | わくわく班清掃ボランティア | | | | | |
| | 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開 | 夢の教室 ・自己肯定感の育成 個人の健康観察 ・体と心の健康チェック アンケート調査①・教育相談とリンクして 教育相談週間 | | | | | |

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|---|--|-----|-------------------|-----|--|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 7月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏期休業前指導 | | | | | | |
| | 保護者会 ・情報や意見収集 | 情報モラル 学年に応じた情報モラル教育 | | | | | |
| | アンケート調査①の分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす | | | | | | |
| | 家庭訪問 ・クラスや地域の子どもの状況も把握 | | | | | | |
| 8月 | いじめ対策委員会 ・アンケート調査①分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 | | | | | | |
| | いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取組み ・教員の意識点検 ・人権教育 | | | | | | |
| 9月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | SOS の出し方に関する授業 学年に応じた内容で実施 | | | | | |
| | | いじめ自己チェック週間 | | | | | |
| | 情報発信 ・アンケート調査①結果 ・2学期の取組み等 ↓ 通信等で周知 | 保育園交流 | | 福祉学習 ・助け合いの心育成 | | 修学旅行 ・自主的計画 ・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 | |
| | | 縦割り班活動 わくわく班遠足 ・絆を深める ・高学年のリーダー性の育成 | | | | | |

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|-----|-----|--------------------------|-----|-----|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 10月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | 校外学習 ・仲間づくり ・絆づくり | | | 個人の健康観察 ・体と心の健康チェック | | |
| | | | | | 宿泊体験学習 ・絆づくり ・自主活動 | | |
| | | | | | 5年保健「心の健康」 | | |
| 11月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | 児童会・赤い羽根の募金活動に参加しよう | | | | | |
| | アンケート調査②分析 ・同じ項目で ・1学期末との比較 | 縦割り班活動 読み聞かせ ・絆を深める・5年生のリーダー育成 | | | | | |
| | 人権教育・人権月間に関する校内研修会 ・人権集会のもち方 | アンケート調査②・教育相談とリンクして | | | | | |
| | | 教育相談週間 | | | | | |
| | | 人権月間(人権教育の実践) ・お互いを認め合う(ハートの樹) | | | | | |
| 12月 | いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 | | | | | | |
| | 学校評価 ・情報や意見収集 | 情報モラル 学年に応じた情報モラル教育 | | | | | |
| | 保護者会 ・情報や意見収集 | | | | | | |

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|----|--|---|---------------------|-----|-----|-----|--|
| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| 1月 | <p>いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・評価アンケート②結果 ・3学期の取組み等</p> | いじめ自己チェック週間 | | | | | <p>中学校へ向けて ・新たな絆づくり ・心の持ち方</p> |
| 2月 | <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>アンケート調査③分析 ・同じ項目で ・年間での比較</p> | <p>新1年生 体験入学 ・新たな絆づくり</p> | アンケート調査③・教育相談とリンクして | | | | <p>ひまわり教室 ・インターネット</p> |
| | | 教育相談週間 | | | | | |
| | | 縦割り班活動 8の字跳び大会 ・認め合いの心の育成 | | | | | |
| 3月 | <p>いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・学校評価を受けて ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題確認</p> <p>情報発信 ・評価アンケート③結果 ・学期の取組み等</p> | 縦割り班活動 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次学年への自覚 ・5年生のリーダー性の育成 | | | | | <p>校内奉仕活動 ・学校に感謝して</p> |
| | | 情報モラル 学年に応じた情報モラル教育 | | | | | |